

昨年度の中間整理における分析・対応の方向性

- 外形標準課税の対象法人数は、平成18年度以降、3分の2に減少。対象法人数の減少の要因として「減資によるもの」が多いとの分析結果。特に、財務会計上、単に資本金から資本剰余金へ項目振替を行う事例が多いとの指摘。
- 事業部門の分社化や持株会社化、外部の企業の子会社化などの組織再編の際に、子会社の資本金を1億円以下に設定することなどにより、外形標準課税の対象となる部分が大幅に縮小している事例も見られる。
- 減資や組織再編により実質的に大規模といえる法人が外形標準課税の対象に含まれないという問題への対応策としては、小規模な企業への影響に配慮するとともに、必要以上に多くの法人に制度見直しの影響が及ばないよう、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、公平性等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準を付け加えることが考えられる。

具体的な対応策

<減資に対応するための追加的な基準>

- 必要以上に多くの法人に制度見直しの影響を及ぼさないとの考え方のもと、項目振替型減資への対応としての妥当性、法人の事業規模を測る指標としての適正性、納税者（法人）及び課税庁（都道府県）の事務負担等を考慮すると、追加的な基準の指標は「資本金と資本剰余金の合計額」とすることが適当。
- 具体的には、資本金が1億円以下の法人であっても、資本金と資本剰余金の合計額が一定水準を上回る法人を外形標準課税の対象として追加することが適当。

<組織再編に対応するための追加的な基準>

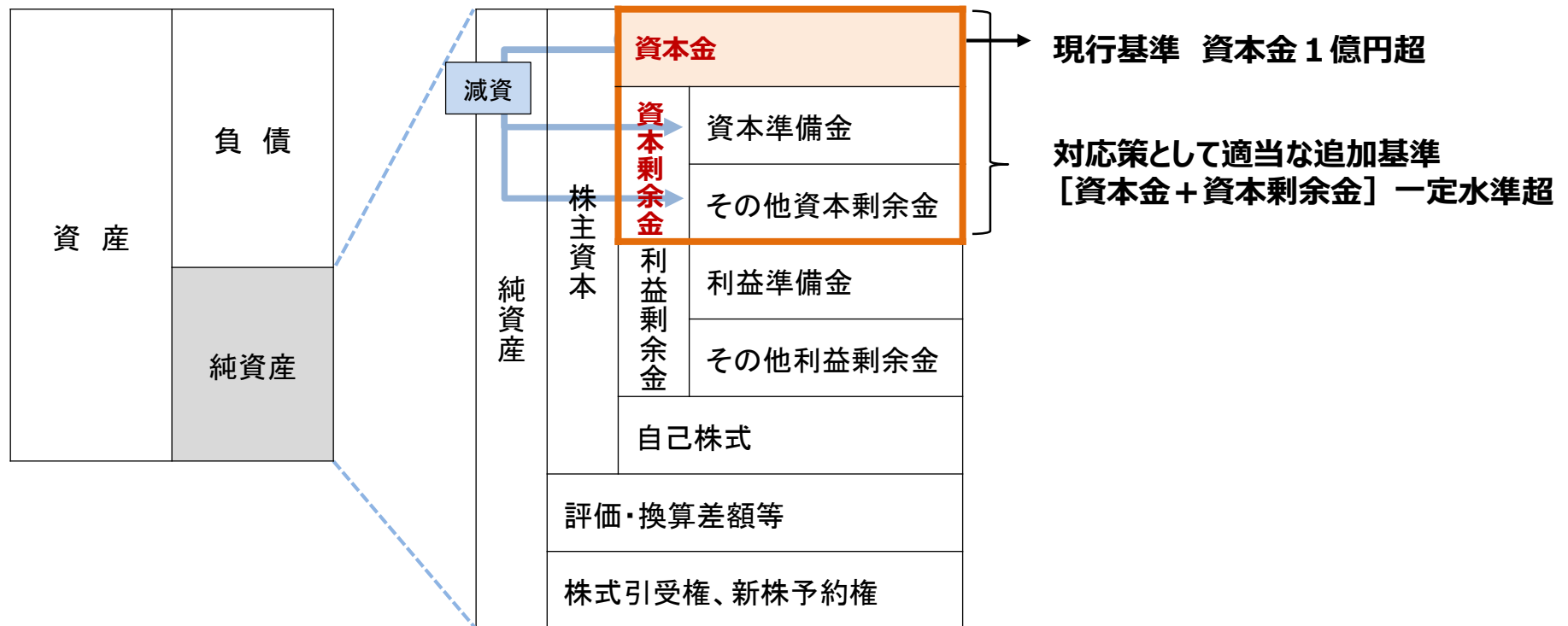
- 親会社の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目して検討すべきであり、同様の趣旨から講じられた法人税の制度を参考とすることが考えられる。
- 具体的には、減資への対応との整合性にも配慮し、資本金が1億円以下の法人であっても、「資本金と資本剰余金の合計額」が一定水準を上回る法人の100%子会社等を外形標準課税の対象として追加することが適当。

<地域経済・企業経営への配慮等>

- 今回の見直しは実質的に大規模といえる法人を対象とするものであり、新たに外形標準課税の対象となる法人の範囲（追加基準の水準等）については、政府の経済施策や経済団体等の意見を踏まえた検討が必要。
- また、納税者（法人）及び課税庁（都道府県）の準備期間を確保するため、制度の施行まで一定の期間を確保することが適当。

地方法人課税に関する検討会 第2次中間整理(概要) 減資に対応するための追加基準

- 項目振替型減資に対応するためには、追加的な基準の指標として、資本金の振替先である資本剰余金に着目したものを採用。
- 必要以上に多くの法人に制度見直しの影響を及ぼさないとの考え方のもと、項目振替型減資への対応としての妥当性、法人の事業規模を測る指標としての適正性、納税者(法人)・課税庁(都道府県)の事務負担等を考慮すると、追加的な基準の指標は「資本金と資本剰余金の合計額」とすることが適当。
- 具体的には、資本金が1億円以下の法人であっても、資本金と資本剰余金の合計額が一定水準を上回る法人を外形標準課税の対象として追加することが適当。



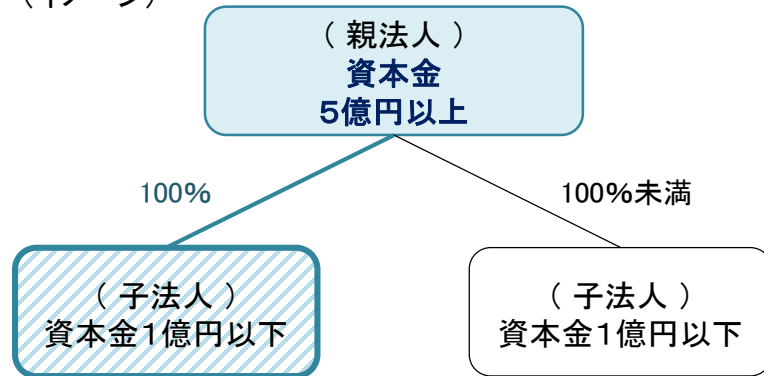
地方法人課税に関する検討会 第2次中間整理(概要) 組織再編に対応するための追加基準

- 親会社の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目して検討すべきであり、同様の趣旨から講じられた法人税の制度を参考として、一定規模以上の法人(親会社)の100%子会社等を外形標準課税の対象に追加することが考えられる。
- 対象となる親会社の事業規模を測る指標は、減資に対応するための追加的な基準との整合性にも配慮し、「資本金と資本剰余金の合計額」とすることが適当。
- 具体的には、資本金が1億円以下の法人であっても、「資本金と資本剰余金の合計額」が一定水準を上回る法人の100%子会社等を外形標準課税の対象として追加することが適当。

<法人税> 現行制度

資本金1億円以下であっても、資本金5億円以上の法人の100%子会社等(※)は、非中小法人として取り扱う。

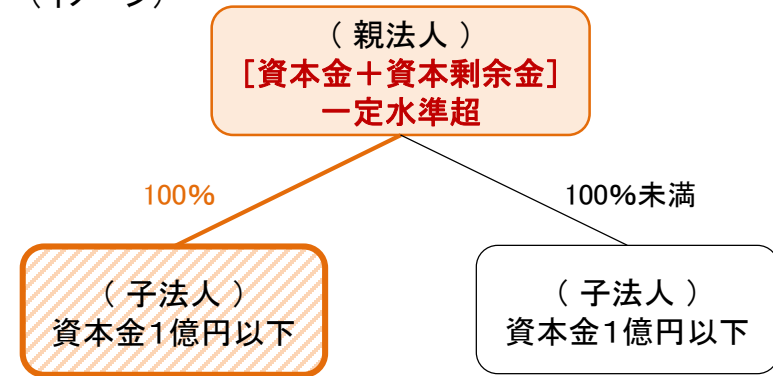
(イメージ)



<外形標準課税> 対応策として適当な追加基準

資本金1億円以下であっても、[資本金+資本剰余金]が一定水準を上回る法人の100%子会社等を外形標準課税の対象とする。

(イメージ)



※ ①大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社、受託法人)との間に当該大法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人
②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人